

# 佐竹台地区連合自治会会則

## (各称及び事務所)

第1条 本会は佐竹台地区連合自治会と称し、事務所を佐竹台市民ホール内に置く。

## (目的)

第2条 本会は、自治会相互の連携をもって、住民福祉及び生活環境の向上に寄与することを目的とし、行政及び関係機関・団体と相協力し、綿密な連絡調整を図る。

## (組織)

第3条 本会は、佐竹台地区にある各自治会をもって組織する。

## (役員)

第4条 本会に下記の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
理事	2名	監事	2名
相談役	若干名		

## (役員を選出及び任期)

第5条 役員は、第3条により構成された現代表もしくはかつての代表の中から、もしくは連合自治会事務局を3年以上経験した人の中から前記現代表が選出し、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。また会長は副会長経験者から選出する。なお、相談役については、第4条の役員の推薦によるものとする。

## (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは会長の仕事を代行する。
- 理事のうち、庶務担当理事は本会の仕事を担当する。
- 理事のうち、会計担当理事は本会の会計を担当する。
- 監事は、会計を監査する。

## (総会)

第7条 本会は、年1回の総会を開催する。また役員半数以上が必要と判断した場合あるいは半数以上の自治会が要求した場合は臨時総会を開催する。

- 総会は過半数の自治会代表の出席により成立する。

## (定例会)

第8条 本会は、各自治会代表者をもって構成し、毎月1回定例会を開催する。

## (専門部会)

第9条 本会において必要と認めた場合は、定例会の承認のもと、専門部会を設けることができる。

## (運営経費及び会計)

第10条 本会の運営経費は、自治会の会費及び寄付金その他をもって充てる。

(会費は、年間1戸当たり500円)

- 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、会計担当理事は収支決算を本会に報告し、承認を受けるものとする。

## (補則)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で審議し、定例会で決定する。

## (付則)

- 本会則は、平成9年5月16日から施行する。
- 本会則を改正するには、総会出席者の2分の1以上の同意を要する。
- 本会則は、平成14年5月17日から改正施行する。
- 本会則は、平成30年5月13日から改正施行する。
- 本会則は、令和8年5月〇日から改正施行する。